

180 日を超える入院に係る選定療養費について

令和 6 年 6 月 1 日

入院期間（今回の入院以前 3 ヶ月以内に同一の傷病で当院または他の医療機関入院していた期間を含む）が 180 日を超えた場合は、厚生労働大臣が定める場合等を除き、入院基本料の 15%を 180 日超に係る保険外併用療養費『選定療養（保険外）』として下記の料金を自己負担していただきます。

この場合、入院基本料の 85%については保険対象となります。この部分についても保険の自己負担割合に応じて自己負担していただきます。

一般病棟入院基本料（急性期一般入院料 1）・・・1 日につき 2,783 円（税込）

ただし、以下の状態にある患者様は選定療養の対象とはなりません。この他にも選定療養から除外される条件があります。詳しくは入院窓口までお尋ねください。

180 日超入院の対象外になる場合

-
1. 病院（診療所）を退院された後、3 カ月以上病院（診療所）に入院されなかった場合。
 2. 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設等に入所（入院）されていました場合。
 3. 前回の退院から 3 カ月以内の入院であっても前回と今回の入院がまったく別の病気である場合。
 4. 難病や重症等の厚生労働大臣が定められた疾患や状態で入院されていた場合。

病院長